

⤵ 非常勤役員報酬を過大認定

Q : 非常勤役員に対する報酬が過大かどうかで争われていた事件の裁決があったようですが、どのような内容だったのですか？

A : 類似法人における非常勤役員報酬の平均値を適正額とする課税当局の処分は妥当と判断。納税者の主張は退けられました。

【解説】

この事件は、非常勤役員である母親に年間3,000万円余りの役員報酬を支給したことに対して、税務署側が適正額は130万円ほどであるとして差額を否認したことによるものです。

争点は、複数の類似法人から算出した価額が妥当かどうかという点でしたが、これについて審判所は、合理性に欠ける点はなく、また、平均値を適正な報酬額とした算出方法についてもそれぞれの類似法人の特殊性を捨象するという点で合理性があり、妥当なものとして認められると判断し、納税者の主張を退けました。

課税当局の適正額の算出方法は、次のようなものでした。

- ① 類似法人の選定については、当法人の所轄税務署と近隣の税務署管内から当法人と同業種を営み、売上金額が同規模で、かつ非常勤役員がいる法人を抽出。
- ② 売上金額については、当法人の0.5倍以上2倍以内という範囲を設けて抽出
- ③ 更正処分を行った年分におけるこうした条件を満たす法人の非常勤役員の年間報酬の平均値を算出

